

特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱に基づく
特定電気通信施設等整備推進基金の基本的事項の公表

令和6年3月25日公表

特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱第11条に基づき、以下のとおり、特定電気通信施設等整備推進基金の基本的事項を公表します。

1 基金の名称

特定電気通信施設等整備推進基金

2 基金の額

30,500百万円

3 基金のうち国費相当額

30,500百万円

4 基金事業の概要

通信ネットワークの強靱化、自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備等を図るため、総務省令和5年度補正予算による「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」及び「国際海底ケーブルの多ルート化によるデジタルインフラ強靱化事業」として、

- ① 5.9GHz帯V2X通信の早期導入に向けた環境整備事業
- ② 携帯電話基地局高度化支援事業
- ③ 水底線路陸揚局整備事業
- ④ 水底線路整備事業

を実施するため、デジタルインフラ整備基金を拡充し、当該基金を財源として、デジタルインフラ整備を行う無線通信事業者、インフラシェアリング事業者、又は民間事業者等に助成を行う。

5 基金事業の目標

特定電気通信施設等の整備推進および拠点整備の促進を通じて、我が国の通信ネットワークの強靱化、自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備等を図る。